



障害福祉施策の動向について

令和6年10月30日

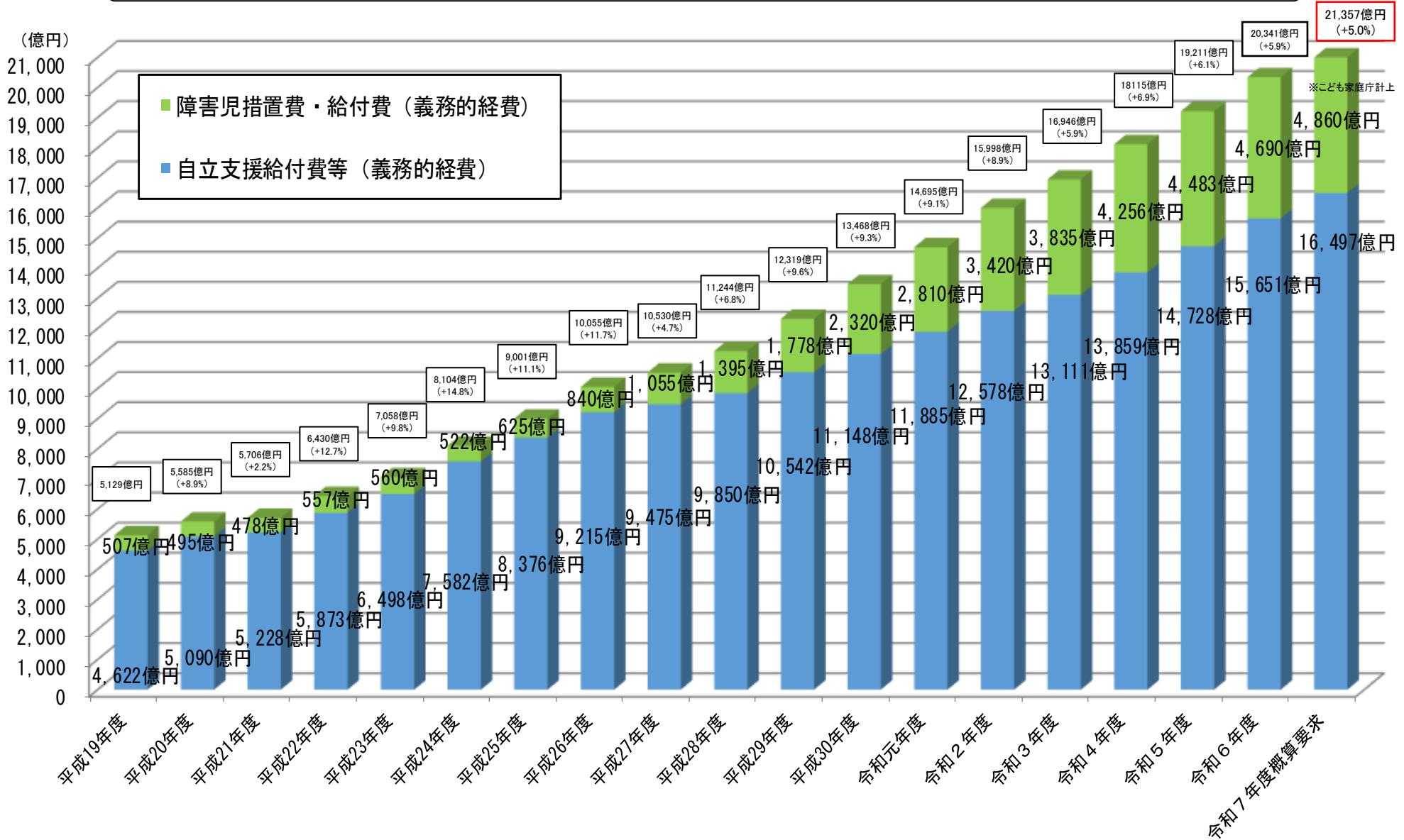
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課長 伊藤 洋平

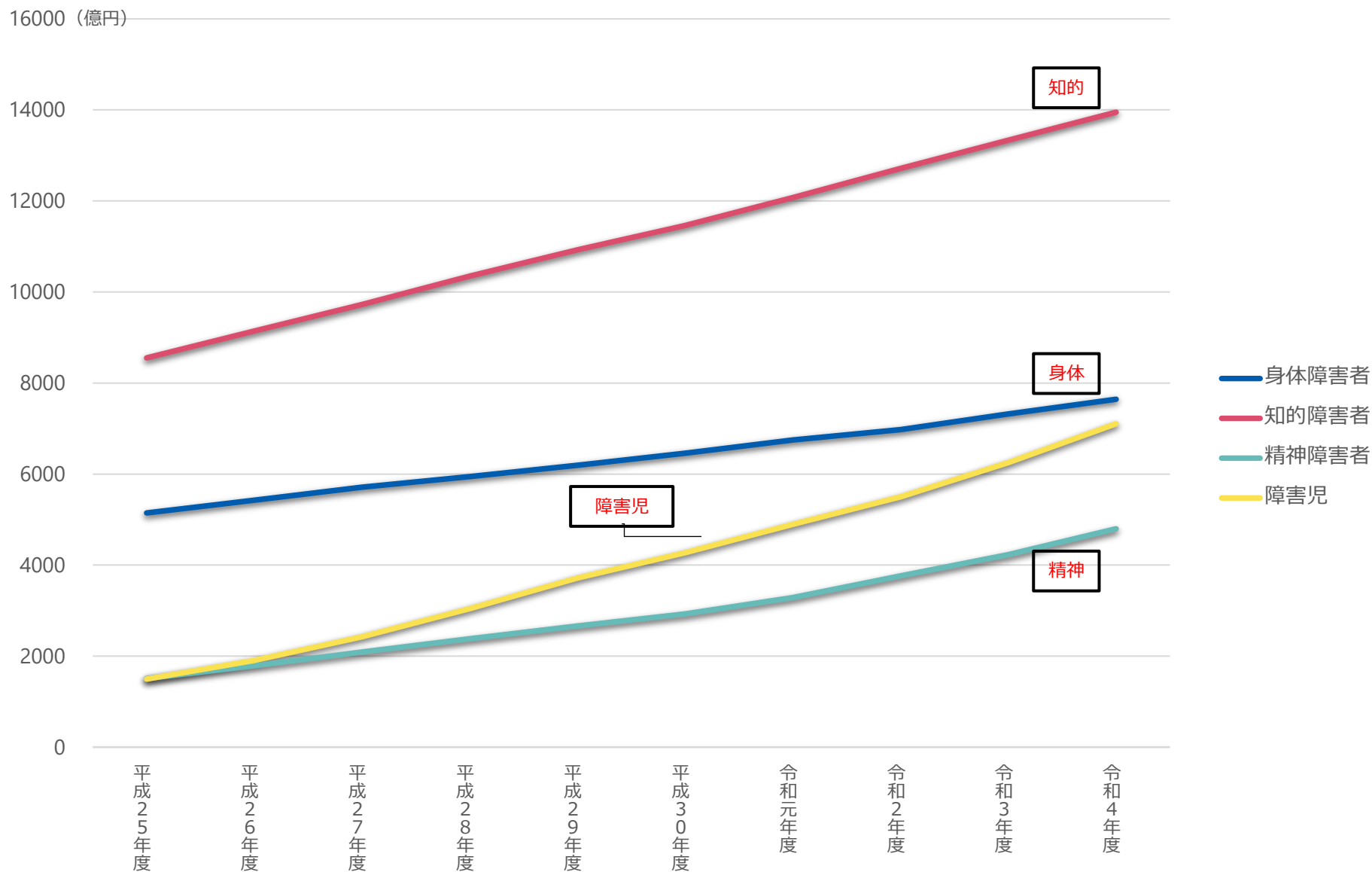
1. **障害福祉制度を取り巻く状況について**
2. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について
3. 障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方について
4. 障害者支援施設における地域移行等の意向確認マニュアルについて

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は18年間で約4倍に増加している。

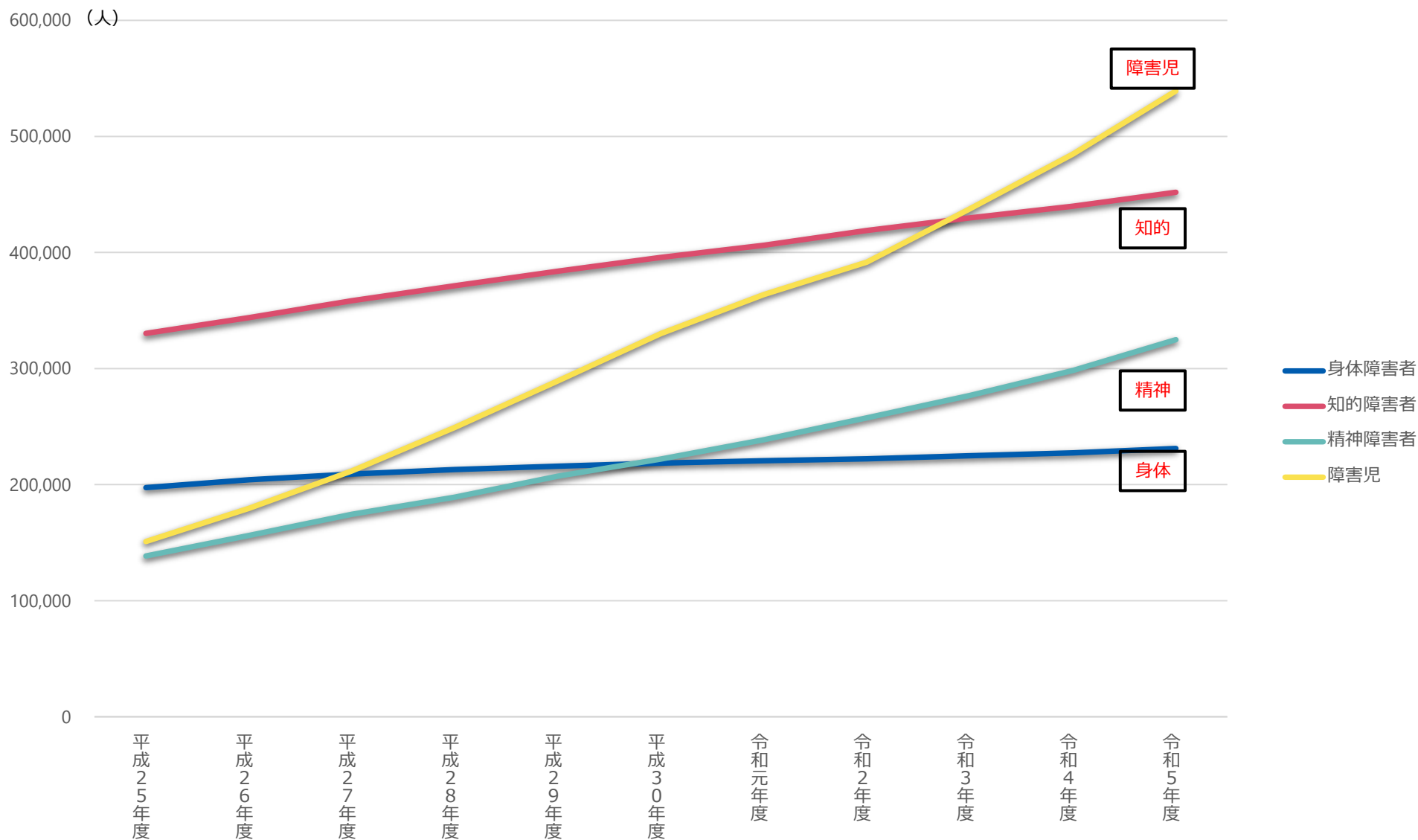


障害福祉サービス等の総費用額の推移



※ 国保連データから作成。

障害福祉サービス等の利用者数の推移



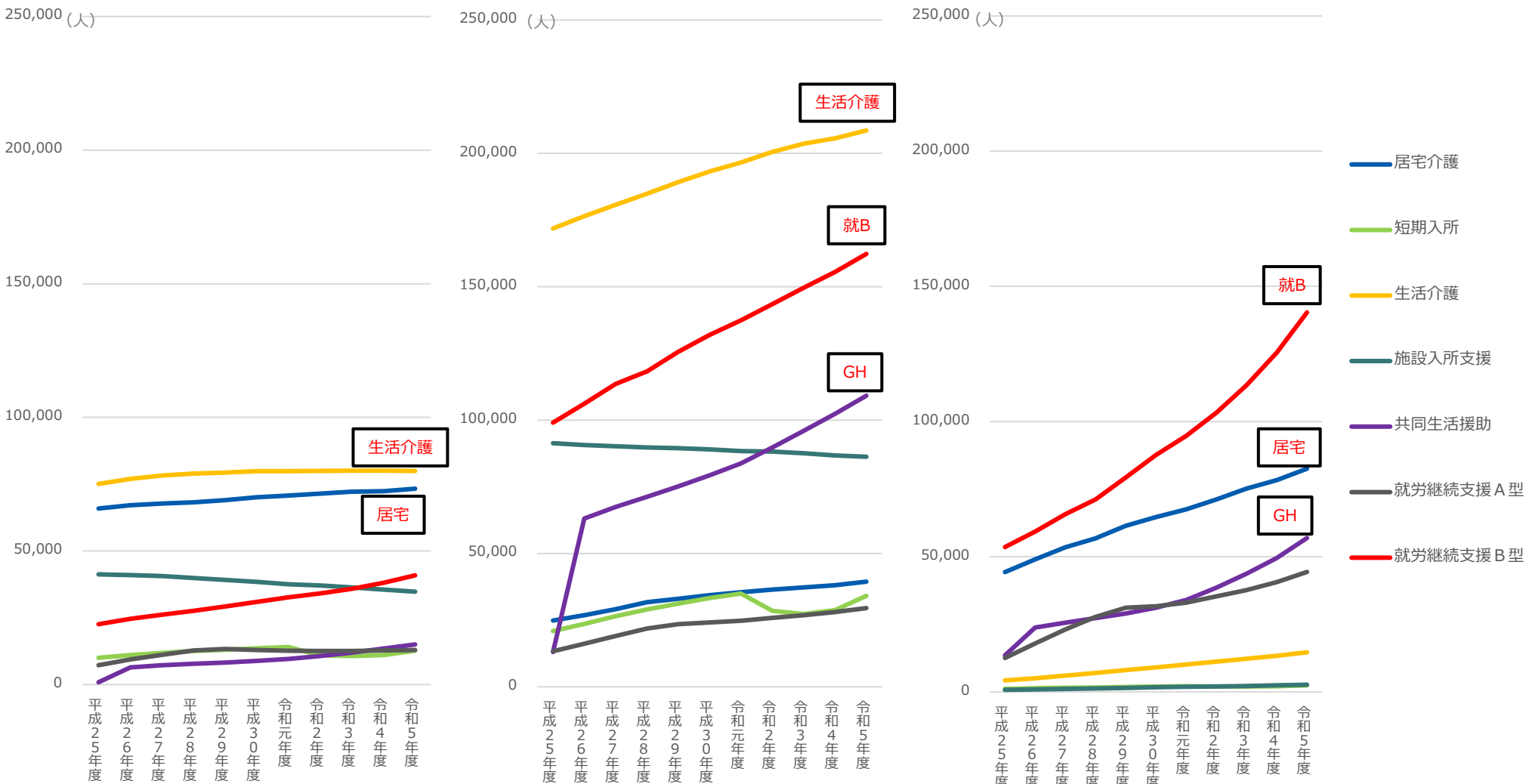
※ 国保連データから作成。各年度10月の利用者数。

身体・知的・精神障害者のサービス種類ごとの利用者数の推移

身体障害者

知的障害者

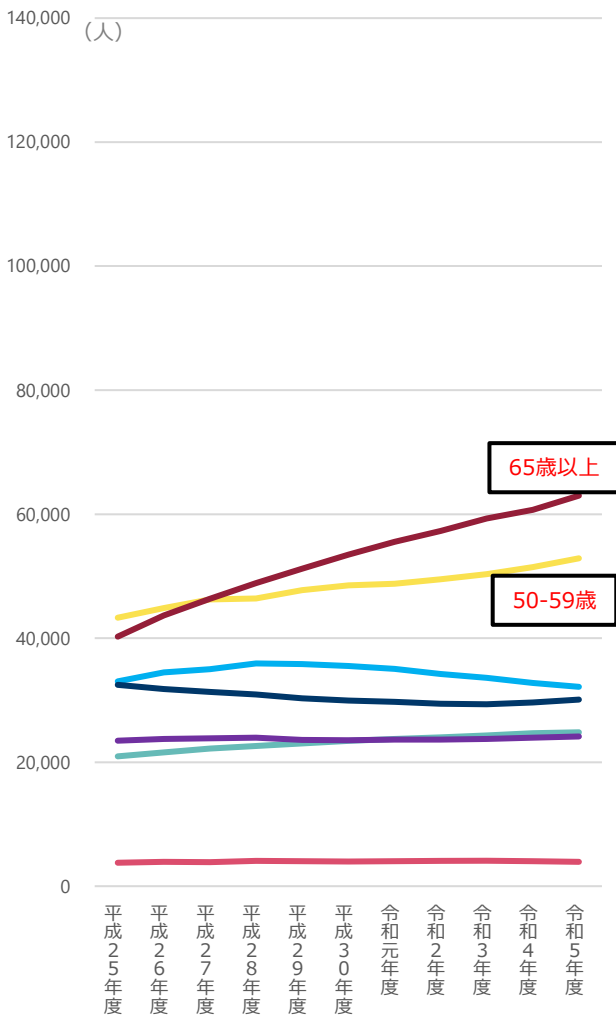
精神障害者



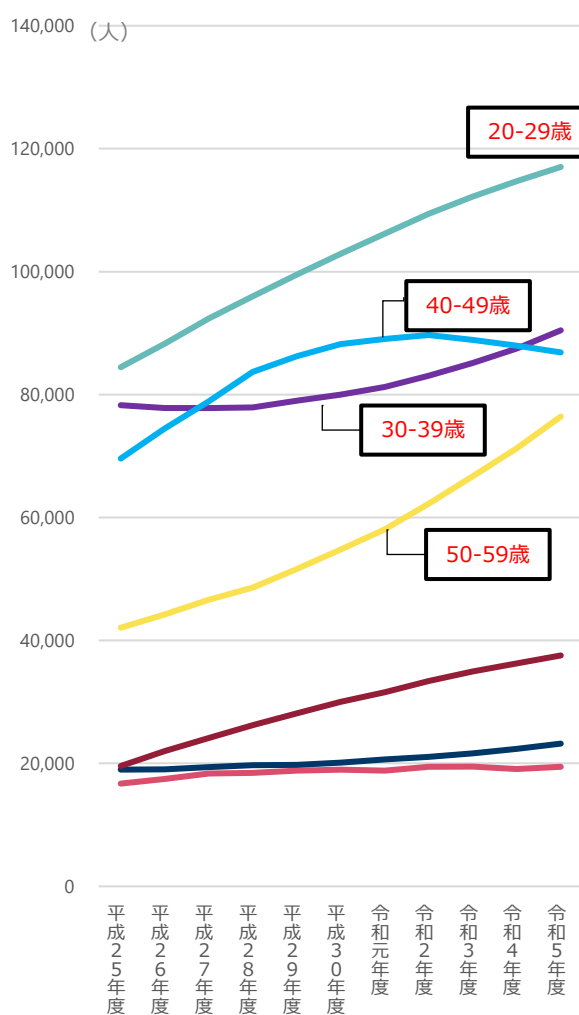
※ 国保連データから作成。各年度10月の利用者数。(平成25年度については、共同生活介護の利用者は含まれない。)

身体・知的・精神障害者の年齢別の利用者数の推移

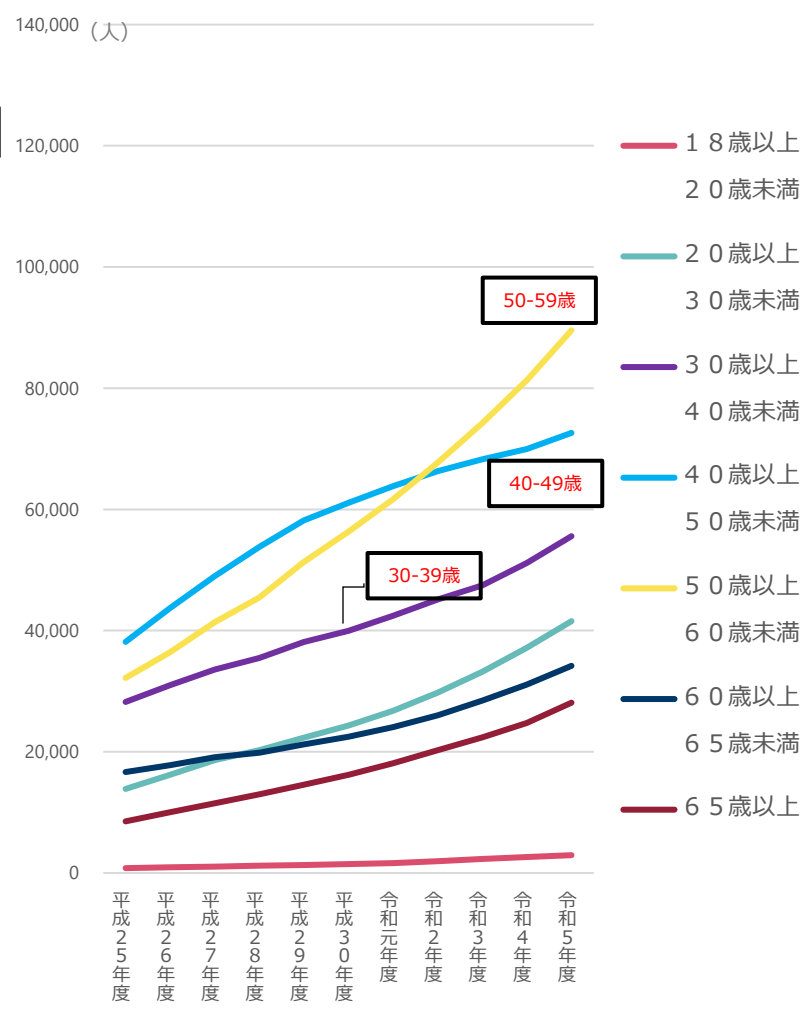
身体障害者



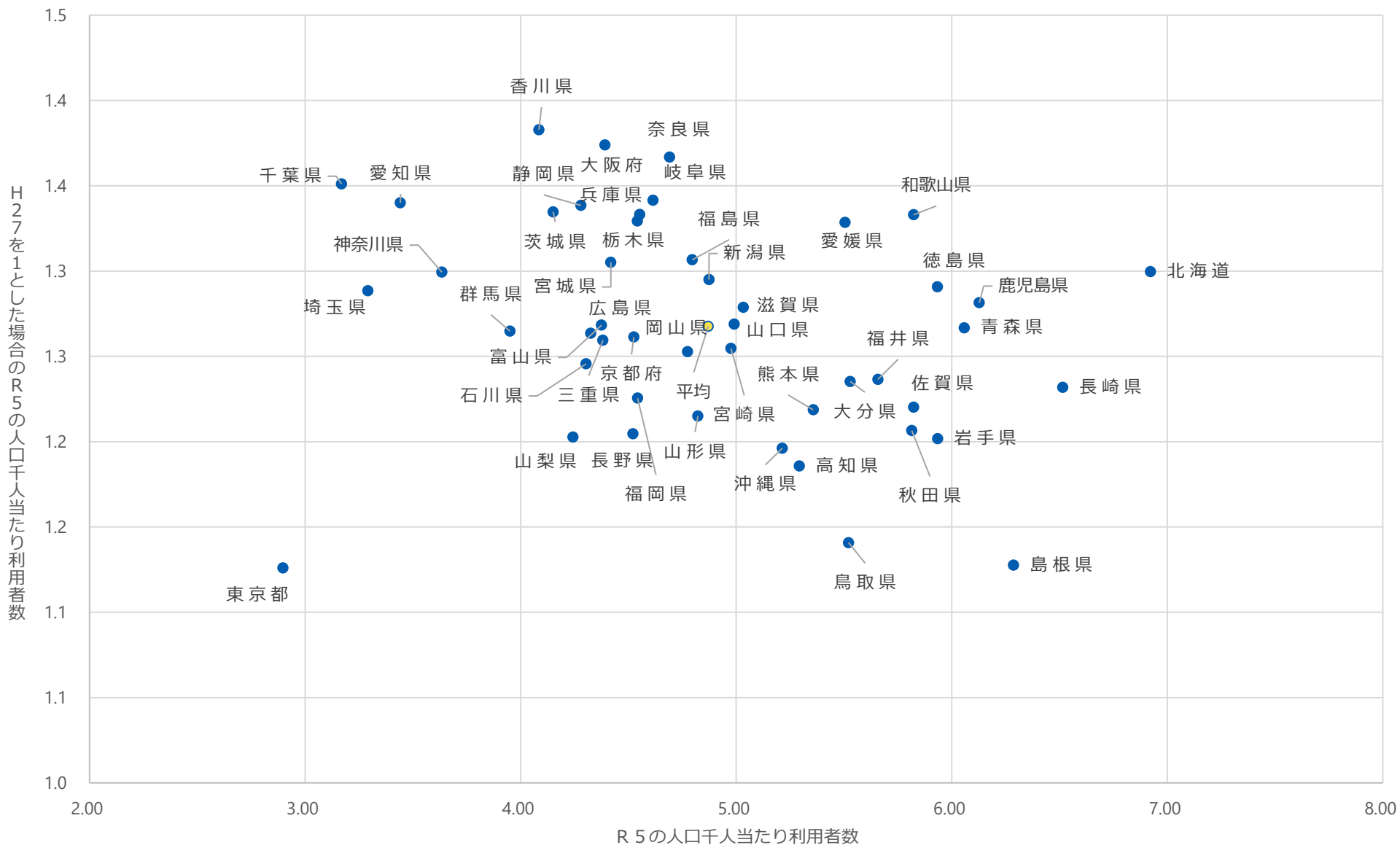
知的障害者



精神障害者



知的障害者の都道府県別の人口千人当たり利用者数



※ 国保連データ及び人口推計（20歳以上）から作成。令和5年10月の利用者数。

障害保健福祉に関する令和7年度概算要求の概要

◆予算額（令和6年度予算額）
2兆1,260億円



（令和7年度概算要求）
2兆2,343億円（+1,083億円、+5.1%）

【主な施策】 ※（ ）内は令和6年度予算額

（1）良質な障害福祉サービスの確保 1兆6,497億円（1兆5,651億円）

障害者が身近な地域等で暮らすために必要な障害福祉サービスに必要な経費を確保する。

（2）障害福祉サービス事業所における人材確保や処遇改善の促進等のための支援体制の強化 4.5億円（0.4億円）

事業所における報酬手続き等の事務サポート、広報、人材確保対策等を各都道府県レベルで総合的に支援する体制を整備することにより、処遇改善加算の取得促進や、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、ノウハウの蓄積等を図る。

（3）意思疎通支援事業等の充実をはじめとする地域生活支援の拡充 524億円（505億円）

意思疎通支援など障害者等の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業の拡充を図る。

（4）障害福祉サービス事業所等の整備及び防災・減災対策の推進 70億円+事項要求（45億円）

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進する。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）で示された障害関係施設等の防災・減災対策に必要な経費については、予算編成過程で検討する。

（5）障害福祉分野における介護テクノロジーの導入支援 8.2億円（新規）

「障害福祉分野のロボット等導入支援事業」、「障害福祉分野のICT導入モデル事業」の統合・支援メニューの再構築を行い、職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入する際の経費等を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。

（*）物価高騰対策については、今後の物価高騰の状況を踏まえ、予算編成過程で検討。（事項要求）

障害福祉サービス事業所等サポート事業

令和7年度概算要求額 4.5億円 (37百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 障害福祉分野における人材の確保は重要な課題であり、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、処遇改善加算の一元化及び加算率の引き上げをおこない、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実に繋がるよう処遇改善加算の取得促進を進めているところ。令和7年度においても引き続き取組を継続する必要がある。
- 他方で、障害福祉分野については小規模な事業所も多く、事業所の事務処理や自治体の支援体制等において、以下の課題が指摘されている。
 - ・ 加算取得のための事務手続やノウハウ蓄積に向けた支援の強化が必要である。
 - ・ 丁寧な周知が必要。自治体のノウハウが乏しい。
 - ・ 事業所（市町村）単位での人材確保対策も困難であり、都道府県レベルで事業を実施した方が効果的である。
 - ・ 障害福祉サービス等事業所の情報公表制度については、公表済みが8割、財務の状況については4割程度と未だ低調である。
- そこで、報酬手続等事務サポート、広報、人材確保対策等について都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を継続することにより、処遇改善加算の取得促進や、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、ノウハウの蓄積等が期待できる。

2 事業の概要

事業所の事務体制等のサポート等を行うため、次の事業を行う場合に必要な事務費等を補助し、各都道府県等における障害福祉サービス等事業所や市町村に対する支援体制の確保を図るものである。

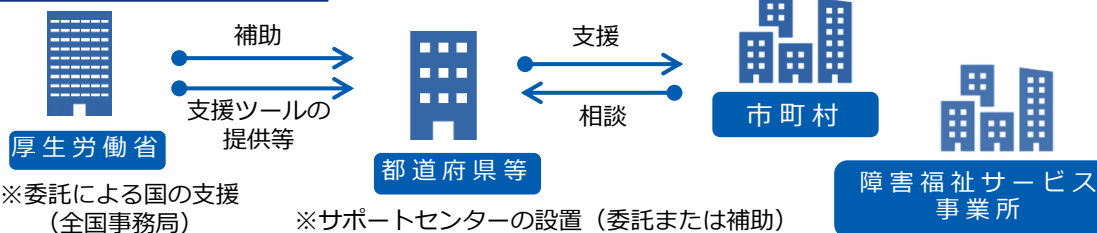
1. 処遇改善加算等の取得促進のための事業所への助言等【拡充】
（研修や戸別訪問等による処遇改善等のキャリアアップや職場環境の改善支援、報酬請求の実務的な助言）
2. 人材確保対策（障害福祉分野のしごとの魅力の発信など）【拡充】
3. 障害福祉サービス等事業所の情報公表や財務状況の見える化促進のための体制の確保
4. 制度改正等に係る周知・広報（特に、法改正や報酬改定、各種加算のきめ細かな周知、ハラスメント対策の周知など）
5. 事業所等からの各種相談等に対する助言等（各種事務に関する照会対応や国からの調査の支援など）
6. 研修等による事業所間のネットワーク構築や事業所等の人材育成

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- ◆ 補助率：事業1及び事業2は10/10
事業3～事業6は1/2

※ 別途、障害福祉サービス事業所等サポート事業(国)として、国が自治体等に対して支援する委託費(15百万円)も要求。

4 スキーム等



社会福祉施設等施設整備費補助金

令和7年度要求額：70億円+事項要求（45億円）

<事業概要>

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

日中活動系サービス等の 充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。

生活保護施設等の整備

- 生活保護法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設（救護施設、授産施設、女性自立支援施設等）等の整備に要する経費の一部を補助することにより施設入所者等の福祉の向上を図る。

耐震化・防災対策の推進

- 障害児・者の施設の安全・安心を確保するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。

社会福祉施設等施設整備費補助金予算額等の推移

(単位：億円)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算	71	72	195	174	48	48	45	45
協議額 (当初予算)	152	132	203	184	144	182	185	147
補正予算	80	50	83	92	85	99	102	—
協議額 (補正予算)	96	95	92	70	71	103	86	—

※平成30年度補正予算から令和2年度当初予算については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に伴う予算措置を、令和2年度第三次補正予算から令和4年度第二次補正予算については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に伴う予算措置を行った。

※令和5年には、障害児の施設等はこども家庭庁に移管し、次世代育成支援対策施設整備交付金に統合。

障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（仮称）

令和7年度概算要求額 8.2億円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、介護ロボットやICTのテクノロジーを活用し、生み出した時間を身体介護等の業務に充て、障害福祉サービスの質の向上にも繋げていき、障害福祉現場の生産性向上を一層推進していく必要がある。
- ・「障害福祉分野のロボット等導入支援事業」「障害福祉分野のICT導入モデル事業」の統合・支援メニューの再構築を行い、職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入する際の経費等を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。

2 補助対象等

【介護ロボット】

- ・日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援のいずれかの場面において利用する介護ロボット
- ※見守り・コミュニケーションについては、通信環境等の整備費用も対象

【ICT】

- ①情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）
 - ②ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）
 - ③通信環境機器等（Wi-Fi、ルーターなど）
 - ④保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）
- ※③、④については、①、②の導入に必要なものに限り対象。
※補助対象となるソフトウェアについて、記録業務から請求業務までを一気通貫で実施する製品に限り、補助対象としている。

【介護テクノロジーのパッケージ型導入支援】

- ・介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入する場合に必要な経費
- ・見守り機器の導入に必要な通信環境を整備するための経費
- Wi-Fi環境の整備、インカム、見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費等

【補助要件（例示）】

- ・取組計画により、職場環境の改善を図り、職員へ還元する事が明記されていること
- ・本事業で導入する機器等と連携し、生産性向上に資する取組であること
- ・体験会・研修会へ参加すること

4 実施主体等

実施主体：都道府県、指定都市、中核市



3 補助率等

【補助率】

1. 施設等に対する導入支援：国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/4 事業者1/4
2. 都道府県等による導入促進（体験会・研修会）：国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/2

【介護ロボット】

対象施設	補助基準額
障害者支援施設	1施設あたり上限 210万円
グループホーム	1事業所あたり上限 150万円
その他事業所	1事業所あたり上限 120万円

※見守り・コミュニケーションの通信環境等の整備費用：上限750万円

【導入支援の対象施設・事業所】

障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害児入所施設

【ICT】

対象施設	補助基準額
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般・特定相談支援事業所	1事業所あたり上限 100万円

【介護テクノロジーのパッケージ型導入支援】

対象施設	補助基準額
グループホーム、障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援	1事業所あたり上限 1,000万円

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 (地域生活支援促進事業)

令和7年度概算要求額 11億円 (7.7億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

2 事業の概要

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が充分ではない場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行う。また、事業実施市町村において、JEED（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）との連携・調整や企業向けの説明会、重度障害者等に対するHPやリーフレット等を活用した周知・広報等に新たに取り組み、さらなる利用人数の増加を図る。【拡充】

これらを通じて、これから新たに就労を希望する方を含めて、重度障害者等に対する職場や通勤等における支援の推進を強化する。

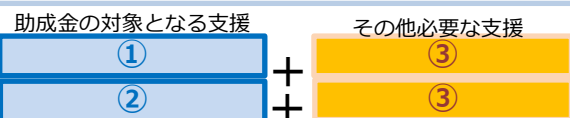
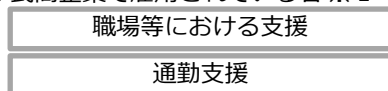
※ 支援対象となる重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。

※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案する。

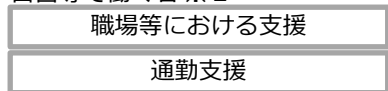
3 スキーム

<連携のイメージ>

A 民間企業で雇用されている者 ※ 1



B 自営等で働く者 ※ 2

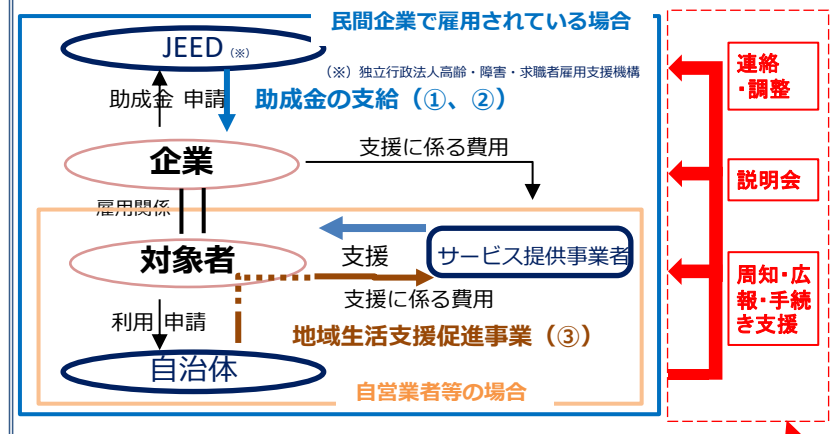


※ 1 ①文書の作成・朗読、機器の操作・入力等の職場介助や②通勤支援(3ヶ月まで)に加えて、③これら①②の助成金の対象外である喀痰吸引や姿勢の調整等の職場等における支援、4ヶ月以降の通勤支援について、雇用施策と福祉施策を組み合わせ一体的に支援。

※ 2 自営業者等(Aの対象者及び国家公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者)であって、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれると市町村等が認めたものに対して、③通勤や職場等における支援について、地域生活支援促進事業により支援。

- ①：重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）、②：重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）
- ③：雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

<事業スキーム>



拡充

4 実施主体等

◆ 実施主体：市区町村

◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4

特別支援学校卒業後における生活介護利用モデルの作成事業

令和7年度概算要求額 1.0億円 (-) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

18歳を境にして、特別支援学級、特別支援学校といった学びの場が終了し、重度の障害のある方は、日中活動の場として生活介護を利用する方が多い状況であるが、現在、生活介護の中では、学習の機会の場を提供しているケースはほとんどないため、関係者からは生活介護においても生涯学習の機会が求められている。

このため、生活介護において、特別支援学校教員のOB等を雇用し、生涯学習を実施するモデル事業を実施する。

2 事業の概要・実施主体



実施主体：障害福祉サービス事業所（生活介護事業所）

補助率：定額（10／10相当）

地域における強度行動障害を有する者の支援体制の強化 (発達障害者支援体制整備事業 (地域生活支援促進事業))

令和7年度概算要求額 6.0億円 (4.3億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

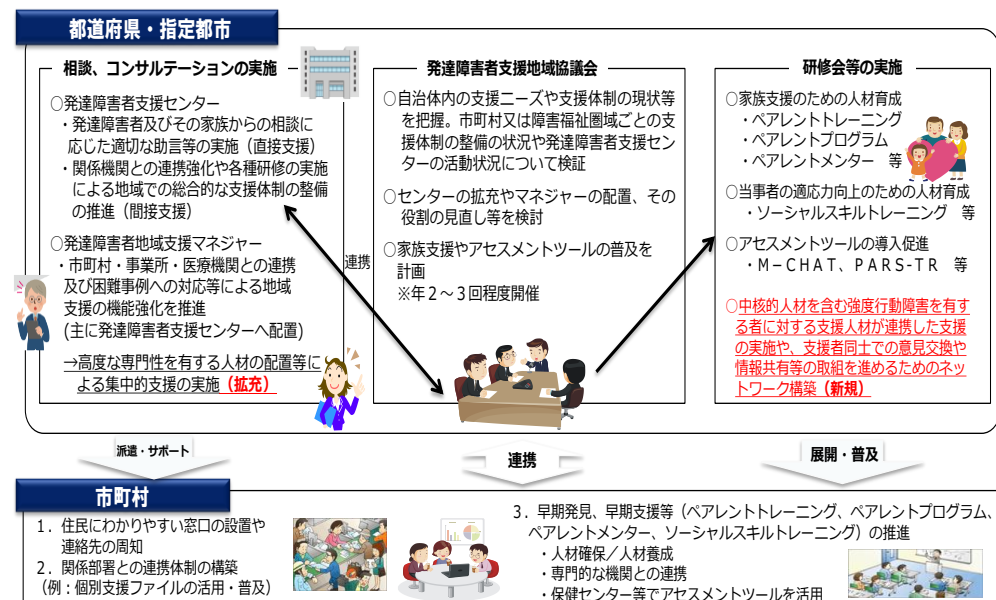
発達障害者支援の地域の中核である発達障害者支援センターについて、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置等を行い、市町村・事業所・医療機関との連携や困難事例への対応を行っている。

令和6年度報酬改定により、強度行動障害等の専門的な支援が必要な人材に対し高い専門性を有する「広域的支援人材」を一部の発達障害者支援センターに配置し、地域支援体制の強化を行うとともに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、強度行動障害を有する者に対する適切なアセスメントや有効な支援方法の整理を行う「集中的支援加算」を新設した。

これら強度行動障害を有する者に対する集中的支援の実施には、広域的支援人材を事業者に派遣できる体制の構築が早急に必要であることから、都道府県及び指定都市に、1名以上の広域的支援人材の配置を目指し、必要な施策を実施していく。

2 事業の概要・実施主体等

- 発達障害者地域支援マネジャーの配置**
市町村や事業所における困難事例への助言や医療機関等との連携等を行う発達障害者地域支援マネジャーを配置する。
- 住民の理解促進**
発達障害に関する住民の理解促進のため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催する。
- アセスメントツール導入促進**
市町村などの関係機関を対象に、アセスメントツールの導入促進を図るための研修を実施する。
- 個別支援ファイルの活用促進**
市町村等に対する個別支援ファイル（当事者の発達の状況や特性、支援の経過等を記録）の活用促進に関する取組を行う。
- 集中的支援の実施のための体制整備 (拡充)**
障害福祉サービス事業所等における集中的支援の実施のため、広域的支援人材の配置等の体制整備を行う。
- 支援人材に係るネットワーク構築 (新規)**
中核的人材を含む強度行動障害を有する者に対する支援人材が連携した支援の実施や、支援者同士での意見交換や情報共有等の取組を進めるためのネットワーク構築をする。



実施主体：都道府県、指定都市
補助率：1/2

強度行動障害者支援のための中核的人材養成研修事業

令和7年度概算要求額 21百万円 (-) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

強度行動障害を有する児者に対してチームで支援を実施する上で適切なマネジメントを行う中核的人材については、令和6年度報酬改定における評価の新設に伴い、その養成研修を計画的に実施する必要がある。

厚生労働科学研究により開発される強度行動障害者支援の人材養成のための専門研修プログラムを活用して、専門性の高い中核的人材を養成するとともに、令和9年度から全国の都道府県で中核的人材養成が開始できるよう、指導的人材の養成及び指導的人材が活用する教材の開発等を実施する。

2 事業の概要・実施主体

【事業内容】

- 強度行動障害を有する児者に対して支援を行う中核的人材の養成研修
- 都道府県において中核的人材の養成を担う指導的人材の養成及び指導的人材が活用する教材の開発
- 研修修了者に対するフォローアップのため、中核的人材による現場での実践を共有するための報告会の開催 等

【実施主体】

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

※令和6年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号附則第7条の規定に基づき実施

中核的人材の育成について

中核的人材とは

【役割】
標準的な支援※を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言を行い、強度行動障害を有する児者の受入体制の強化を行う人材

【求められるスキル】
・標準的な支援
・チーム支援
・環境調整のアセスメント、計画立案、実施
・機能的アセスメントに基づく支援計画立案、実施
・QOL向上に向けた支援

標準的な支援を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言ができる現場支援で中心となる中核的人材の育成が必要

中核的人材養成研修

- 講義を受講後、学んだ内容を事業所に持ち帰って実践することを繰り返しながら中核的人材に求められるスキルを学ぶ体験型研修。
- 研修指導者（トレーナー）、補助指導者（サブ・トレーナー）が演習の中で取り組んだ実践に助言を行い実践力の向上を図るとともに、顔の見える関係を作り支援者ネットワーク構築を推進する。

今後の中核的人材の育成について

- 点数が非常に高い強度行動障害を有する児者を受け入れている事業所が1,500ヶ所程度と推計されている
- 質の担保し適切な人材養成のため、令和8年度までは国立のぞみの園が主体となって実施し、令和9年以降は各都道府県に拡大していく。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
のぞみの園で研修実施し全都道府県に修了者を配置	のぞみの園が新たに4つのブロックで研修及びフォローアップ実施	のぞみの園が4つのブロックで研修実施	のぞみの園に加え都道府県単位で実施できるように拡大	のぞみの園に加え都道府県にて継続的に研修実施

養成数を順次拡大 令和9年度までに1,800人の配置を目指す

2

1. 障害福祉制度を取り巻く状況について
- 2. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について**
3. 障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方について
4. 障害者支援施設における地域移行等の意向確認マニュアルについて

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：**+1.12%**（改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準）
- 今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、**障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップ**へと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。
- 2月6日に報酬改定案のとりまとめ、パブコメを実施した上で、3月に報酬告示の改正、関係通知の発出。原則として令和6年4月1日に施行。
- 障害福祉分野の人材確保のため、**介護並びの処遇改善を行う**とともに、**障害者が希望する地域生活の実現**に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、**新規参入が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点**から、経営実態を踏まえた**サービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定**を行う。

○ 障害者が希望する地域生活の実現

- ・ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
- ・ 障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合に、入所定員を減らした場合を評価するための加算を創設
- ・ 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実 等

○ 多様なニーズに応える専門性・体制の評価

- ・ 強度行動障害を有する児者を支援する「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
- ・ 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケア体制の充実（生活介護・施設・短期入所等）
- ・ 児童発達支援センターの機能強化、児童発達支援・放課後等デイサービスの総合的な支援の推進。支援ニーズの高い児や家族への支援の評価充実、インクルージョンの推進 等

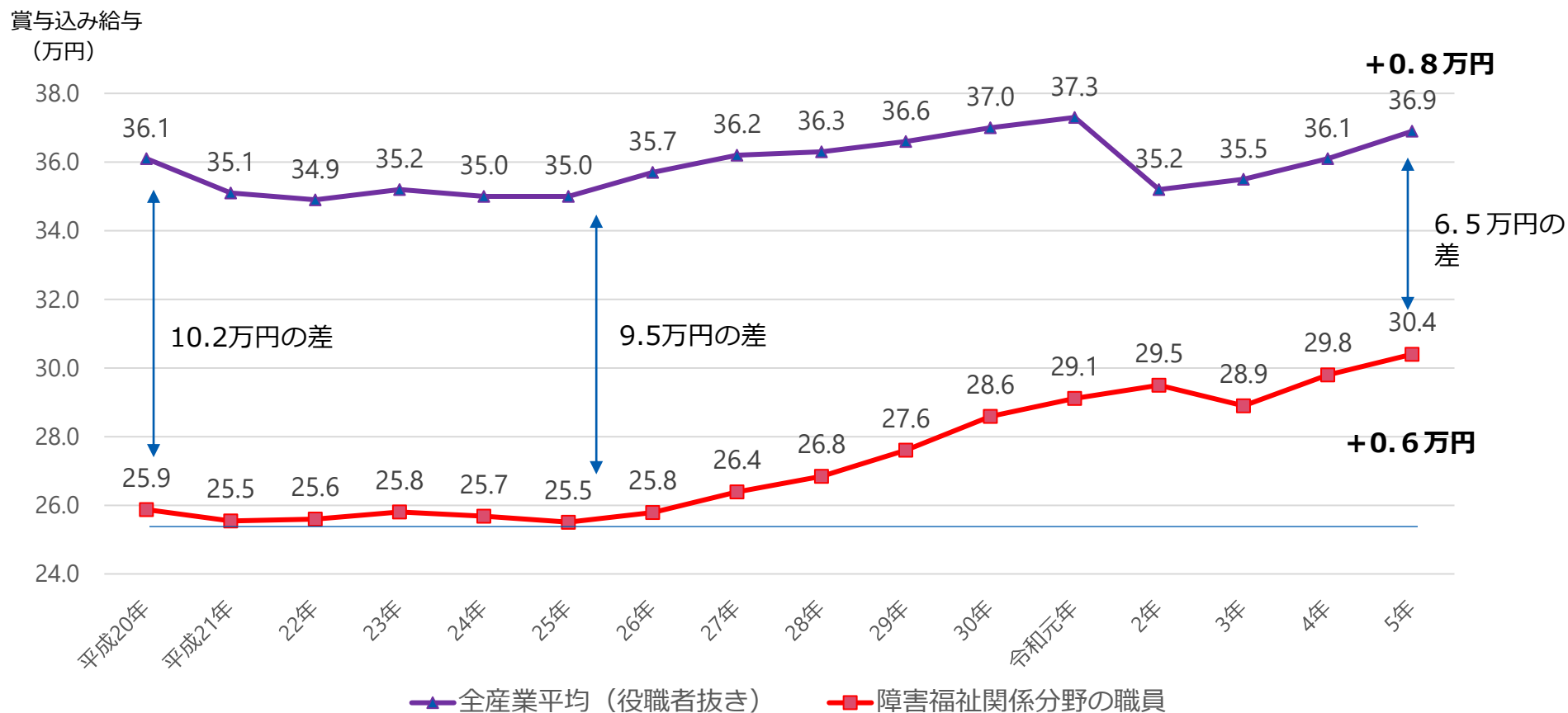
○ 支援時間・内容を勘案したきめ細かい評価

- ・ 生活介護の基本報酬設定にサービス提供時間に応じた評価の導入。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間での算定を基本とするなど一定の配慮を設ける
- ・ グループホーム、児童発達支援・放課後等デイサービスにおいても、サービス提供時間に応じた評価を導入
- ・ 就労継続支援A型における生産活動収支や、就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた評価
- ・ 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長
- ・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通） 等

○ その他

- ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
- ・ 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）を見直し 等

賃金構造基本統計調査による障害福祉関係分野の賃金推移



出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づき障害福祉課において作成。

注1) 賞与見込み給与は、調査年の6月分として支払われた給与に調査年の前年の1月から12月分の賞与の1/12を加えて算出した額。

注2) 障害福祉関係分野の職員について、平成21年～令和元年は「保育士」、「ホームヘルパー」、「福祉施設介護員」を加重平均したもの。

令和2年～令和5年は「保育士」、「訪問介護従事者」、「介護職員 (医療・福祉施設等)」を加重平均したもの。

生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し

① 基本報酬区分の見直し（サービス提供時間ごとの基本報酬の設定・福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し）

- 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。
- サービス提供時間については、以下のとおり一定の配慮を設けるとともに、従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。（5時間以上7時間未満の利用者は、1日0.75人として計算し、5時間未満の利用者は1日0.5人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）

<一定の配慮の具体的な内容>

- ① 当日の道路状況や天候、本人の心身の状況などにより、その日の所要時間が、計画に位置づけられた標準的な時間よりも短くなった場合には、計画の時間に基づき算定可能。
- ② 送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1日1時間を計画に位置付ける標準的な時間として加えることが可能。
- ③ 医療的ケアが必要な者や重症心身障害、盲ろう者など、障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（6時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備などに長時間を要すると見込まれることから、1日2時間以内を限度に計画に位置付ける標準的な時間として加えることが可能。
- ④ 送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）の時間を、1日1時間以内を限度に計画に位置付ける標準的な時間として加えることが可能。
- ⑤ 実際の所要時間が、計画に位置づけられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定可能。

※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
3時間以上～4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
4時間以上～5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
5時間以上～6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
6時間以上～7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
7時間以上～8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
8時間以上～9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位

福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 6単位/日

常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）とを併給可とする。

② 基本報酬区分の見直し（利用定員規模ごとの基本報酬の設定）

- 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、障害者支援施設と同様、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

③ 延長支援加算の拡充

- 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。
※ 施設入所者については、延長支援加算は算定できない。

例) 所要時間9時間以上10時間未満の場合 100単位/日

④ 食事提供加算の見直し

- 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長【令和9年3月31日まで延長】

【現行】収入が一定額以下の利用者に対して、事業原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する

【見直し後】現行の要件に加え、①管理栄養士等が献立作成に関与または献立の確認を行い、②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重の記録を行った場合に、所定単位数を加算する

障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

- 障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

① 運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。
- また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。
 - ①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
 - ②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】
地域移行等意向確認体制未整備減算 5 単位/日

② 基本報酬の見直し

- 利用定員の変更をやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位



【見直し後】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。

【新設】地域移行促進加算（Ⅱ） 60単位/日

- 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。

【新設】地域移行支援体制加算 例：利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位/日

- 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
 - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
 - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

《地域との連携等【新設】》

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
 - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
 - ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
 - ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（抄）

第3 終わりに

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に設置した検討チームにおいて、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。
- 今回の報酬改定に係る検討を行う中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、引き続き検討・検証を行う。

① 障害者支援施設の在り方について

- 障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和6年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設ける。

② 共同生活援助における支援の質の確保について

- 共同生活援助における障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和6年度以降検討する。

③ 共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて

- 今年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、引き続きその在り方を検討する。

④ 障害福祉サービスの地域差の是正について

- 障害福祉サービスの地域差を是正し、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討する。

⑤ 計画相談支援及び障害児相談支援について

- 相談支援事業所における手話通訳士等によるコミュニケーション支援の実態を把握するとともに、コミュニケーション支援の体制を確保する方策について検討する。

⑥ 質の高い障害児支援の確保について

- 質の高い障害児支援の提供を推進するため、支援に当たる人材の配置や評価の在り方について検討する。
- 障害児相談支援について、セルフプランの状況等も踏まえながら、必要な質・量を確保する方策について、引き続き検討する。

⑦ 障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現について

- 障害福祉サービスについて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。

⑧ 処遇改善の実態把握等について

- 今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

⑨ 経営実態調査のさらなる分析について

- 次回の障害福祉サービス等報酬改定に向けては、障害福祉事業所・施設の経営実態等をより適切に把握できるよう、「障害福祉サービス等経営概況調査」や「障害福祉サービス等経営実態調査」において、特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。

⑩ 食事提供体制加算等について

- 食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を行うための要件を新たに設け令和9年3月31日まで経過措置を延長することとするが、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者等との公平性等の観点も踏まえつつ、今後、経過措置の実施状況や効果を踏まえた上で、更に検討を深める。
- 児童発達支援センターの、自園調理を前提とした基準（調理室の設置、栄養士等の配置）について、今後、構造改革特別区域法に基づく特例措置の全国展開に関する検討に対応することとし、同特例措置の実施状況や現場の支援の状況等も踏まえながら、更に検討を深める。

⑪ 補足給付の在り方について

- 施設入所者に対する補足給付の在り方については、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、引き続き検討する。

⑫ 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化について

- 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行う。
また、令和6年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討する。

障害福祉サービス等報酬改定の検証について

令和6年度報酬改定の影響等を把握するとともに、次期報酬改定に向けた基礎資料を得るため、下記の調査を行う。

調査	概要	R6年度	R7年度	R8年度
障害福祉サービス等 経営概況・実態調査	障害福祉サービス等施設・ 事業所の経営状況等の調査		(経営概況調査) R5・6年度決算にお ける収支差率等を調査	(経営実態調査) R7年度決算における 収支差率等を調査
障害福祉サービス等 従事者処遇状況等調 査	障害福祉サービス等従事者 の処遇の状況及び処遇改善 加算の影響等の調査	R5・6年度(各年度 9月分)の従事者の 給与等を調査	引き続き状況を把握(詳細は今後検討)	
			上記調査の他、加算取得状況について国保連データで随時把握	
障害福祉サービス等 報酬改定検証調査 (※1)	検討チームにおいて検討が 必要とされた事項や、報酬 改定の効果検証に必要な事 項等についての調査	調査項目を設定の上、 調査を実施	引き続き調査を実施	
障害者総合福祉推進 事業 (※2)	障害者施策全般にわたる、 引き続き解決すべき課題や 新たに生じた課題について の実態把握や試行的取組	調査項目を設定の上、 調査を実施	引き続き調査を実施	

(※1) R6年度改定検証調査概要

下記サービス等についてR6年度報酬改定の影響等を調査

- | | |
|----------|-----------------|
| ①生活介護 | ⑤計画相談支援・障害児相談支援 |
| ②就労系サービス | ⑥意思決定支援・権利擁護 |
| ③訪問系サービス | ⑦短期入所 |
| ④共同生活援助 | ⑧障害児通所支援 |

(※2) R6年度推進事業一次公募課題(主なもの)

- ・障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方
- ・共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価
- ・就労系障害福祉サービスの実態
- ・重度障害者等の就労・就学の支援の在り方
- ・障害福祉サービス事業者の財務状況の把握
- ・障害福祉現場における手続負担の軽減

3

1. 障害福祉制度を取り巻く状況について
2. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について
- 3. 障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方について**
4. 障害者支援施設における地域移行等の意向確認マニュアルについて

障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関する調査研究①

(令和6年度障害者総合福祉推進事業)

概要

- 障害者支援施設は地域移行を推進すること、重度障害者等への専門的な支援を行うことや看取りを行うことなど、様々な役割があるが、今後、更なる地域移行を進めて行くため、障害者支援施設の役割や機能等を整理することが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム等において求められている。
- 今後の検討に向けての材料を整理するため、委員・協力団体からの意見収集・整理、実態調査等を行う。

研究会委員

(委員)

※50音順

	委員	所属
1	小澤 温	筑波大学 教授
2	相馬 大祐	長野大学 准教授
3	曾根 直樹	日本社会事業大学 教授
4	高橋 朋生	神奈川県福祉子ども未来局 参事兼障害サービス課長
5	野澤 和弘	植草学園大学 副学長
6	松山 香里	品川区福祉部障害者支援課長

(協力団体)

※50音順

	所属
1	全国社会就労センター協議会
2	全国重症心身障害児者を守る会
3	全国身体障害者施設協議会
4	全国地域生活支援ネットワーク
5	全国地域で暮らそうネットワーク
6	全国手をつなぐ育成会連合会
7	DPI日本会議
8	日本グループホーム学会
9	日本重症心身障害福祉協会
10	日本相談支援専門員協会
11	日本知的障害者福祉協会

障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関する調査研究②

(令和6年度障害者総合福祉推進事業)

今後のスケジュール（予定）

(令和6年度)

今後の検討の材料を整理するため、以下を行う。

- ・ 先行研究の整理
- ・ 取組事例（積極的に地域移行を進めている事例、医ケア者等が地域生活を実現できている事例など）の収集・整理
- ・ 委員、協力団体から意見収集
- ・ 実態調査（当事者へのヒアリング調査も含む）

- 7月2日 第1回検討会開催。事前に委員・協力団体から意見をいただき、意見をカテゴリーごとに整理の上、実態調査すべき事項を整理。
- 9月19日 第2回検討会開催。第1回検討会の委員等意見を踏まえ調査項目等の整理
- 11月初旬～ 障害者支援施設の実態調査を実施（悉皆調査。実査期間は1か月）
入所施設の待機者の把握状況調査（都道府県、指定都市、中核市に調査。）
- 11月中旬～ 顕著な地域移行実績等のある障害者支援施設・法人へのヒアリング調査、当事者や親へのヒアリング調査を実施（10施設・法人等にヒアリング。実査期間は2か月）
- 1月下旬 第3回検討会開催予定。（調査票の集計・分析結果、整理事例等について議論）
- 3月中旬 調査結果等のとりまとめ。

(令和7年度)

厚労省で検討会を立ち上げ、障害福祉計画の基本指針の見直し、令和9年度報酬改定等に向けて報告書をまとめる。

1.(3)調査項目に関するご意見と対応方針【1/3】

- 各委員から挙げられた設問案の追加や具体化に係るご意見については、原則、調査項目として反映しつつ、回答者側の負担を考慮し、既存調査等で明らかになっている実態や傾向がないか等の視点から、項目の削除を行うこととする。

項目案(基本項目)	設問案	委員意見
1. 基本情報	<ul style="list-style-type: none">✓ 運営主体✓ 昼間実施サービス✓ 同一所在地で実施しているサービス✓ 定員及び利用者数(実人数、日中活動別実人数)✓ 居室の定員✓ 人員体制<ul style="list-style-type: none">・ 職員数・ 医師未配置減算の適用✓ 利用者の状況 ※在所者、新規入所者、退所者それぞれ<ul style="list-style-type: none">・ 障害種別・ 障害支援区分別・ 性別・ 年齢別・ 在所期間別✓ 新規入所者の状況<ul style="list-style-type: none">・ 新規入所者の有無、新規入所者数・ 入所前の生活の場、活動の場・ 主な入所理由・ 入所時の協力者(親(保護者)以外)の有無、属性✓ 退所者の状況<ul style="list-style-type: none">・ 退所者の有無、退所者数・ 退所後の生活の場、活動の場	<ol style="list-style-type: none">① ユニット型か多床施設か② 昼夜分離できているのか③ 財政収支の状況④ 1ユニット当たりの定員・職員配置数⑤ 夜勤者数⑥ 支給決定自治体が県内／県外か⑦ 定員の削減状況(定員数が最も多かった時点と現在)⑧ 県立・事業団系施設への実態把握(多床室等)⑨ 資格の所有状況
2. 利用者の生活環境の把握	<ul style="list-style-type: none">✓ 日中活動(作業活動や余暇活動等)の状況(土日の状況も含む)✓ 生活支援(食事、歯磨き、排せつ、入浴、服薬管理等)の状況	<ol style="list-style-type: none">① 施設単位(例:ユニット、寮の出入口)が生活の範囲でどの程度行われているのか

1.(3)調査項目に関するご意見と対応方針【2/3】

- 各委員から挙げられた設問案の追加や具体化に係るご意見については、原則、調査項目として反映しつつ、回答者側の負担を考慮し、既存調査等で明らかになっている実態や傾向がないか等の視点から、項目の削除を行うこととする。

項目案(基本項目)	設問案	委員意見
3. 障害者支援施設の役割や機能	<ul style="list-style-type: none">✓ 高齢の障害者の受入状況<ul style="list-style-type: none">利用条件における年齢条件の有無高齢化に伴う症状が顕著な方の有無、高齢化に伴う症状が顕著な方への対応高齢者施設移行等の判断基準、高齢者施設の待機者高齢化に伴う症状高齢化対応として実施している支援内容、支援上の課題✓ 医療的ケアを要する障害者の受入状況<ul style="list-style-type: none">医療的ケアの実施状況受入れ可能な医療的ケア、利用者数研修受講職員の対応状況看護職員の配置状況、業務内容、夜間体制医師の配置状況、業務内容、診療科目、時間外対応実績、電話相談の体制、配置医師が対応できず通院となったケース及び理由連携先の医療機関✓ 強度行動障害等への対応状況<ul style="list-style-type: none">重度障害者支援加算(Ⅱ)の算定状況強度行動障害支援者養成研修(基礎研修/実践研修)受講状況支援手順の取り決め状況	<ol style="list-style-type: none">① 強度行動障害の方をどのように処遇しているのか② 入所施設の専門性を何によって判断するのか(集団管理をする専門性もあり、支援を受ける側の属性や受入れ状況だけでは判断しきれない)③ (高齢者だけではなく)若年層において、身体拘束+日中活動不足により身体機能が入所時よりも低下しているような実態④ 医療機関への入院後に施設として受入れができなくなるケース実態⑤ 具体的な状況下におけるチーム体制での支援状況(事例)⑥ 国連障害者権利委員会の脱施設化ガイドラインにおける典型的要素(主に1~8)※を落とし込む⑦ 障害者支援施設においてどのような専門性のある支援を受けたことで区分が下がったのか⑧ 受け入れを断ったケースにおける理由や当事者の状況等

※緊急事態対応を含む脱施設化ガイドライン(抜粋) 14. 施設には、次の明確な典型的要素が存在する。

- ① 介助者を他人と共有することが義務付けられ、誰に介助をしてもらうかについての意思表示権がない、または制限されている
- ② 地域での自立した生活から隔離され、分離されている
- ③ 日々の決定をコントロールできない
- ④ 誰と暮らすかという関心事についての本人の選択肢がない

- ⑤ 個人の意思や希望に関係なく、日常生活が厳格である
- ⑥ 一定の管理のもと、個人が属するグループ単位に、同じ場所ではほぼ同じ活動を行う
- ⑦ サービス提供が父権主義的アプローチである
- ⑧ 生活環境を監督する
- ⑨ 同じ環境に障害のある人が偏っている

1.(3)調査項目に関するご意見と対応方針【3/3】

- 各委員から挙げられた設問案の追加や具体化に係るご意見については、原則、調査項目として反映しつつ、回答者側の負担を考慮し、既存調査等で明らかになっている実態や傾向がないか等の視点から、項目の削除を行うこととする。

項目案(基本項目)	設問案	委員意見
3. 障害者支援施設の役割や機能 ※前頁のつづき	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域移行等の意向確認の取組状況(担当者、時期等) ✓ 地域移行の支援状況 <ul style="list-style-type: none"> • 地域移行者数 • 地域移行への取組状況、地域移行に取り組んでいない理由 • 生活能力を習得するための取組状況、取組内容、課題 • 生活の場を確保するための取組状況、取組内容、課題 • 地域移行に向けて利用者の意識を高めるための取組 • 利用者の家族の理解を得るための働きかけ • 地域移行における必要な条件 ✓ 地域の関係機関(医療、教育、行政、自治会)等との連携状況 <ul style="list-style-type: none"> • 地域で障害者を支える体制づくりの状況、取組内容、課題 • 具体的な連携機関 ✓ 地域生活支援拠点等 <ul style="list-style-type: none"> • 位置づけ状況 • 整備型 • 担っている主な役割 • 関係機関との連携の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 地域移行に係る意向について誰がどのように聞いているか ⑩ (地域移行の支援状況について)組織と個別の支援の取組みを分ける(特に組織としての取組みが重要) ⑪ (生活能力を習得するための取組状況に加え)社会生活能力向上に向けた取組状況 ⑫ 地域移行先のグループホームの実態(自法人またはそれ以外、支給決定自治体またはそれ以外等) ⑬ 地域で連携している関係機関にボランティア等のインフォーマルな地域資源を含める ⑭ どのような支援を行ったら地域移行に繋がったのか
4. 地域移行後の障害者の地域支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 居宅サービスの活用状況、地域で対応可能な事業所の有無 ✓ 自立生活援助の活用状況、地域で対応可能な事業所の有無 ✓ 地域定着支援の活用状況、地域で対応可能な事業所の有無 ✓ 共同生活援助(グループホーム)の活用状況、地域で対応可能な事業所の有無 ✓ 地域に不足していると感じるサービス 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域移行後に障害者支援施設に戻ってきているケースの実態・理由等

1. 障害福祉制度を取り巻く状況について
2. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について
3. 障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方について
4. **障害者支援施設における地域移行等の意向確認マニュアルについて**

障害者支援施設における地域移行等の意向確認マニュアルの作成に関する調査研究 (令和6年度障害者総合福祉推進事業)

概要

- 令和6年度報酬改定において、障害者支援施設は、
 - ・地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
 - ・意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していることを、2年間の経過措置を経て令和8年度から義務化することとしている。
- このため、地域移行等の意向確認の取組に、より実効性を持たせるため、委員等からの意見収集・整理、実態調査等を踏まえた上で、各施設で作成する地域移行等意向確認等に関する指針作成のためのマニュアルを作成する。

検討委員会委員

※50音順、敬称略

	委員	所属		委員	所属
1	岩上 洋一	社会福祉法人 じりつ 理事長	8	立原 麻里子	一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会 副会長
2	榎本 博文	公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 副会長	9	野口 直樹	社会福祉法人 高水福祉会 理事長
3	片桐 公彦	社会福祉法人 みんなでいきる 理事	10	福島 龍三郎	社会福祉法人 はる 理事長
4	佐野 良	社会福祉法人 育桜福祉会 法人本部事務局 総務課長	11	宮崎 一哉	全国身体障害者施設協議会 常任協議員
5	塩田 友紀	社会福祉法人 唐池学園カビーナ貴志園 施設長	12	森下 浩明	社会福祉法人 みなと舎 理事長
6	鈴木 敏彦	淑徳大学 高等教育研究開発センター 教授	13	吉田 展章	特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会 事務局長
7	曽根 直樹	日本社会事業大学 専門職大学院 教授	14	吉田 信雄	神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部 独立行政法人化担当課長

今後のスケジュール（予定）

- 令和6年 8月19日 第1回検討委員会開催。事前に委員からは意見をいただき、マニュアル骨子案の検討を行うとともに、ヒアリング調査の内容とヒアリング対象施設・法人について議論。
- 令和6年10月15日 第2回検討委員会開催。前回委員意見を踏まえたマニュアル骨子案の提示、ヒアリング対象施設・法人の決定、ヒアリング調査時の調査項目について議論。
- 令和6年12月15日 第3回検討委員会開催予定。ヒアリング調査結果の報告、マニュアル修正案、報告書骨子案について議論予定。
- 令和7年 2月18日 第4回検討委員会開催予定。マニュアル、報告書の内容確認、確定。
- 令和7年3月下旬 地域移行等意向確認等の指針作成のマニュアル、報告書のとりまとめ。

委員からの事前の意見聴取

(マニュアルの在り方)

- ガイドラインで定義や大枠を示しているため、マニュアルでは現場の支援に活用できるような具体的な手法を示したい。
- 単なる意向確認のための個別支援計画の作り方が記載されているのではなく、意向確認の進め方や意向確認をすべきタイミング等の具体的な情報が入っていると良い。
- 実際の現場では全体の半数くらいが代行決定になってしまった事例もあり、意思決定支援の方法について様々なバリエーションを具体的に示すことが必要。

(実効性の高いマニュアルにする工夫)

- 簡易版を作成するなど、現場の職員の方に活用してもらいやすい工夫が必要。
- ヒアリングをして現場の職員の方の意見を聞くが、今年度マニュアルを作成した後、実際にマニュアルに沿って一定期間実践していただき、必要に応じて内容を更新していくべき。

2.(4)ご意見等を踏まえたマニュアル案の概要

- 地域移行等の意向確認の取組みに、より実効性を持たせるため、主に障害者支援施設に勤務する支援者が、地域移行等の意向確認を実施する際に活用する地域移行等の意向確認マニュアルを作成します。

作成の目的

- すべての入所者に対して地域移行等の意向の確認をすることが令和6年度から努力義務化、令和8年度からは義務化される。
- 意向確認の実施状況及び実際の支援方法は施設によって様々である。
→こうした現状を踏まえ、地域移行等の意向確認の取組みに、より実効性を持たせるため、施設における地域移行等の意向確認マニュアルを作成する。

更新

想定する読み手

- 主に障害者支援施設に勤務する支援者が、地域移行等の意向確認を実施する際に活用するものとして位置づける。
- ただし、相談支援専門員をはじめとする地域の関係者や、利用者の家族も読み手となることを想定し、地域の関係機関の役割や連携についても言及する。

更新

作成のポイント

- ① 国の意思決定支援ガイドラインを踏まえつつ、現場の支援に活用できるような具体的なアプローチ、メソッド等を示すものとする。
- ② 基準省令等で示されている内容を踏まえつつ、先行研究（好事例）やヒアリング調査から得られた示唆等を受け、委員による議論を基にマニュアルとして記載すべき内容を追加する。
- ③ 文章だけではなく、表や図・イラスト等も多く含めるとともに、簡易版も作成するなど、より現場の職員が手に取りやすい工夫を行う。
- ④ ヒアリング対象施設で実際に活用しているフォーマットについて、施設から掲載許可が得られた場合に、マニュアル巻末等に掲載する。

対象とする範囲

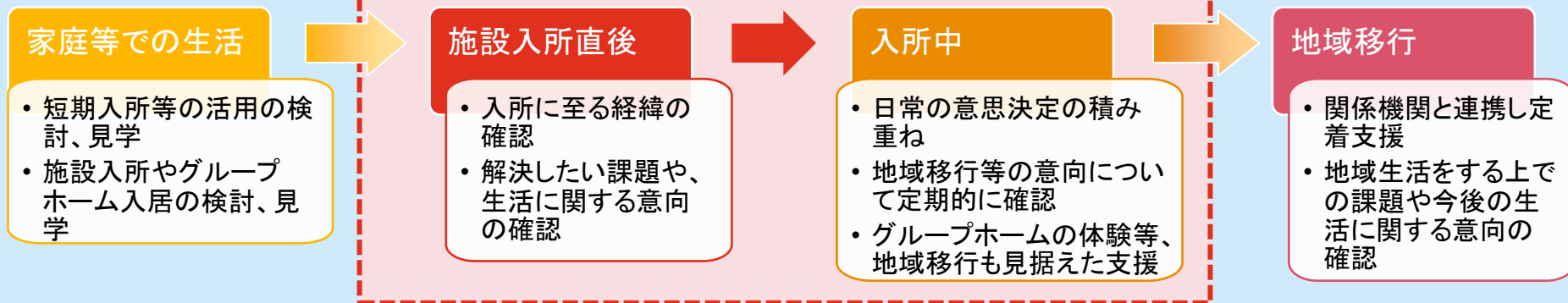
- 障害者支援施設に入所している利用者の地域移行等に係る意向確認を対象とする。
- 意向確認が必要な場面として、入所直後のアセスメント時や、その後の日中活動や地域移行等に関する意向確認についてフロー図で示し、本マニュアルの対象範囲を明示する。詳細は次頁に記載のとおり。

【参考】本マニュアルの対象とする範囲

- 本マニュアルは、障害者支援施設に入所している利用者の地域移行等に係る意向確認にフォーカスするため、入所前後における意向確認や支援等に関する示唆や意見等については、必要に応じて報告書に掲載することを想定しています。

意思決定支援ガイドライン

本マニュアルの対象とする範囲 ＜地域移行等の意向確認が必要な場面と主な確認内容＞



すべての入所者への地域移行等の意向確認が義務化される^(※)ことに伴い、各施設で作成するマニュアル例を国において作成するという本事業の趣旨に鑑み、本マニュアルでは主に破線の範囲についての支援を対象としたい。

※障害者支援施設は、①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること(サービス管理責任者又は地域移行支援の経験者等を選任)、②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していることを令和8年度から義務化することとしている。

2.(5)ご意見等を踏まえたマニュアル案の内容【1/2】

- 先行ヒアリングや第1回検討委員会におけるご意見等を踏まえ、以下の章立て等に基づき、地域移行等の意向確認マニュアルを作成します。

章立て	大・中分類	盛り込まれるべき視点・ポイント
第1章 マニュアル策定の背景	<ol style="list-style-type: none"> 地域移行支援に関する国の施策の動向 社会保障審議会障害者部会等における議論の動向 	
第2章 マニュアルの基本理念	<ol style="list-style-type: none"> 意向確認の基本的な原則 意向確認が必要な場面 地域移行支援の意義 地域移行支援に必要な意向確認の意義 <p>1・2と3・4を入れ替え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 1. では、地域移行の実現に限らず、本人の意思や希望を理解するきっかけになるという趣旨を盛り込む。 ✓ 2. では、例えば利用者の施設以外における障害福祉サービス等の利用に関する意向の確認等も場面として含める。
第3章 関係機関の役割	<ol style="list-style-type: none"> 入所施設 拠点コーディネーター 相談支援事業所 行政機関 移行先のグループホーム等 日中活動を行う事業所等 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本マニュアルの読み手には、1. 入所施設に限らず、相談支援専門員をはじめとする地域の関係者等が含まれることを想定し、各関係機関の役割について言及する。
第4章 意向確認のための体制整備	<ol style="list-style-type: none"> 地域移行等意向確認担当者 <ol style="list-style-type: none"> ①地域移行等意向確認担当者の選任 ②地域移行等意向確認担当者の役割 体制整備のプロセス <ol style="list-style-type: none"> ①支援チームの編成 ②事前打ち合わせ ③意向確認のための会議の開催 適切な意向確認ができる支援者の育成 <ol style="list-style-type: none"> ①意向確認に必要な技術や知識 ②支援者が陥りがちなマインド 地域の関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 3. では、支援者個人ではなく組織・チームとして、支援内容を標準化していくことの重要性について触れる。その際の具体的な手法として、支援者同士が日頃の気づきを共有するフランクな話し合いの場や、研修で学んだ知識をアウトプットする機会等を設けるなど、職員一人ひとりの意識醸成に繋げる仕掛けが必要であることに触れる。 ✓ 4. では、施設単体ではなく、事業所や自立支援協議会等と連携しながら、地域として意向確認や地域移行等を進めていくことの重要性について触れる。

2.(5)ご意見等を踏まえたマニュアル案の内容【2/2】

- 先行ヒアリングや第1回検討委員会におけるご意見等を踏まえ、以下の章立て等に基づき、地域移行等の意向確認マニュアルを作成します。
- なお、第5章における類型化のパターンは、委員による議論を踏まえ改めて検討します。

章立て	大・中分類	盛り込まれるべき視点・ポイント
第5章 意向確認のプロセス	<ol style="list-style-type: none"> 地域移行等意向確認等の時期 意向確認のプロセスと支援方法 <ol style="list-style-type: none"> ①意思形成(選択肢提示のための体験機会の提供やピアサポートの実施等) ②意志の表明(表情の読取りや絵や写真等による意志表出支援) ③真意の把握 ④意志の実現 地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援の内容 <ol style="list-style-type: none"> ①体験機会の提供やピアサポートの実施方法 ②体験等に基づく意向の確認方法 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ それぞれの障害の状態等に応じた類型化を行いつつ、それに基づく意向確認の方法、配慮されるべき事項等を具体的に整理する。 【類型化のパターン(例)】 <ol style="list-style-type: none"> 自己決定、意思の推定、最善の利益の判断 入所してからの期間 障害の特性(種別や程度等) ✓ また、本マニュアルの内容を踏まえつつ、各施設の実情や個々の障害者の状態等に応じて支援に関する創意工夫を図り、質の向上に努めることの重要性についても触れる。 ✓ 2. や3. では、意向確認が難しく緊急性が高くない場合には、体験の機会の設定や問いかけの工夫をする等、根気強く継続的に支援を実施することが効果的であることにも言及する。また、ピアサポートの観点も盛り込む。
第6章 その後の支援	<ol style="list-style-type: none"> 効果的な意向確認のその後の様子(施設の生活の変化、地域移行後の事例の紹介) 地域移行支援への繋がり 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 意向確認によって目指す未来の一例として、効果的な意向確認をしたことでその後の施設での生活の質が向上したり、実際に地域移行に至った事例をコラム的に紹介する。 ✓ 意向確認にフォーカスしたマニュアルではあるものの、<u>その先にどんなことが起こるか</u>について、第6章で記載したい。
巻末資料	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な支援ツールの紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ヒアリング対象施設で実際に活用しているフォーマットについて、施設から掲載許可が得られた場合に掲載する。